岡事指第271号 平成30年5月2日

各関係社会福祉法人 理事長 様

岡山市事業者指導課長

岡山市介護予防・日常生活支援総合事業に伴う定款の取り扱いについて(通知)

平素から、本市の介護保険行政の推進に当たりましては、格別のご理解とご協力をいただき、心から厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、平成29年4月1日から岡山市介護予防・日常生活支援総合事業を実施しておりますが、当該事業の実施に伴う社会福祉法人定款の取り扱いについては、下記のとおりとしますので、お知らせいたします。

なお、これまで事業者の皆様からのご質問に対し、集団指導等でお知らせしていた内容 と一部異なる部分があり、ご迷惑をお掛けしますが、ご理解の程よろしくお願いいたしま す。

記

1 質問に対する回答

別紙1のとおり

2 留意事項

- ① 既に生活支援訪問サービス又は生活支援通所サービスを実施している法人 実施事業について、定款変更(実施事業の追加記載)を行う必要があります。
- ② 今後、生活支援訪問サービス又は生活支援通所サービスを実施する予定の法人 事業所指定申請を行うまでに、定款変更(実施事業の追加記載)を済ませておく必要があります。
- ③ 生活支援訪問サービス又は生活支援通所サービスを実施する予定のない法人 今回の通知による影響はありません。

別紙1

番号	質 問	回 答
1	第二種社会福祉事業として「老人居宅介護等事業」「老人デイサービス事業」「老人デイサービスセンター」という老人福祉法の名称で規定している場合、定款の変更は必要か。	第1号訪問事業の内、介護予防訪問サービス(従来 どおりのサービス)は「老人居宅介護等事業」である ため定款変更は不要ですが、生活支援訪問サービ ス(新設された緩和型サービス)は公益事業となる ため(表1参照)、定款への記載が必要となります。 (通所も同様の考え方となります。)
2	生活支援訪問(通所)サービス(新設された緩和型サービス)を実施する場合、定款へはどのように記載するのか。	生活支援訪問(通所)サービス(新設された緩和型サービス)は公益事業に該当しますので、公益事業として下記の文言で記載してください。 【例】 〈生活支援訪問サービスを記載する場合〉 〇「生活支援訪問サービス」又は 〇「介護保険法に基づく緩和された基準による第1号訪問事業」 〈生活支援通所サービスを記載する場合〉 〇「生活支援通所サービスと記載する場合〉 〇「生活支援通所サービス」又は

【表1】

	総合事業	老人福祉法	社会福祉法	
区分	サービスの種類	老人悔他法	1 位云钿征広	
第1号訪問事業	介護予防訪問サービス (従来どおりのサービス)	老人居宅介護等事業	第2種社会福祉事業	
第1 写 初 问 争 未	生活支援訪問サービス (新設された緩和型サービス)	-	公益事業	
第1号通所事業	介護予防通所サービス (従来どおりのサービス)	老人デイサービス事業 老人デイサービスセンター	第2種社会福祉事業	
	生活支援通所サービス (新設された緩和型サービス)	-	公益事業	

※これまでにお知らせした内容

- ① 平成28年9月28日実施 説明会資料P68 ② 平成29年2月21日実施 「平成28年度(地域密着型)通所介護/介護予防通所介護/療養通所介護/集団指導資料 (本編)P74 定款の記載例」 ③ 平成29年2月23日実施「平成28年度訪問介護/介護予防訪問介護/集団指導資料(本編)P52 定款の記載例」
- ④ 上記②の29年度版(P171)
- ⑤ 上記③の29年度版(P67)

平成30年3月30日 老健局介護保険計画課·老人保健課 /事務連絡·I 資料9 (抜粋)

I 一資料9

- 〇月額包括報酬の日割り請求にかかる適用については以下のとおり。
- 以下の対象事由に該当する場合、日割りで算定する。該当しない場合は、月額包括報酬で算定する。
- ■日割りの算定方法については、実際に利用した日数にかかわらず、サービス算定対象期間(※)に応じた日数による日割りとする。具体的には、用意された日額のサービスコードの単位数に、サービス算定対象日数を乗じて単位数を算定する。
 - ※サービス算定対象期間:月の途中に開始した場合は、起算日から月末までの期間。 月の途中に終了した場合は、月初から起算日までの期間。

く対象事由と起覧日>

く対象事田と起算日>				
月額報酬対象サービス		月途中の事由	起算日※2	
		・区分変更(要支援 I ⇔要支援 II)・区分変更(事業対象者→要支援)	変更日	
		 ・区分変更(要介護→要支援) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業開始(指定有効期間開始) ・事業所指定効力停止の解除 	契約日	
		•利用者との契約開始	契約日	
	開始	・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知 症対応型共同生活介護の退居(※1)	退居日の翌日	
		•介護予防小規模多機能型居宅介護の契約解除(※1)	契約解除日の翌日	
		介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の退所(※1)	退所日の翌日	
介護予防●日常生活支援総		- 公費適用の有効期間開始	開始日	
合事業 •訪問型サービス(みなし) •訪問型サービス(独自)		・生保単独から生保併用への変更 (65歳になって被保険者資格を取得した場合)	資格取得日	
•通所型サービス(みなし) •通所型サービス(独自)		区分変更(要支援 I ⇔要支援 II)区分変更(事業対象者→要支援)	変更日	
※月額包括報酬の単位とした場合		 ・区分変更(事業対象者→要介護) ・区分変更(要支援→要介護) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業廃止(指定有効期間満了) ・事業所指定効力停止の開始 	契約解除日 (廃止•満了日) (開始日)	
		•利用者との契約解除	契約解除日	
	7	・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知 症対応型共同生活介護の入居(※1)	入居日の前日	
		介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者の登録開始(※1)	サービス提供日(通い、 訪問又は宿泊)の前日	
		・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の入所(※1)	入所日の前日	
		<u>・公費適用の有効期間終了</u>	終了日	
月額報酬対象サービス		月途中の事由	起算日※2	
旦割り計算用サービスコー ドがない加算及び減算	=	・日割りは行わない。 ・月の途中で、事業者の変更がある場合は、変更後の事業者のみ月額包括報酬の算定を可能とする。(※1) ・月の途中で、要介護度に変更がある場合は、月末における要介護度に応じた報酬を算定するものとする。 ・月の途中で、利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。 ・月の途中で、生保単独から生保併用へ変更がある場合は、生保併用にて月額包括報酬の算定を可能とする。	=	

- ※1 ただし、利用者が月の途中で他の保険者に転出する場合を除く。月の途中で、利用者が他の保険者に 転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。 なお、保険者とは、政令市又は広域連合の場合は、構成市区町村ではなく、政令市又は広域連合を示す。
- ※2 終了の起算日は、引き続き月途中からの開始事由がある場合についてはその前日となる。

総合事業の日割り算定について

総合事業の第1号訪問事業及び第1号通所事業の日割り請求は、月の途中から利用開始の 契約を行った場合、包括報酬でなく契約日を起算日とするなど、従来の予防給付と起算日が異なります。主な利用例を次に示しますが、詳しくは別添資料をご覧ください。

(1)月途中で新規に総合事業サービスを利用する場合

※利用者との契約日を起算日として日割算定を行います。ただし、<u>利用者と事業者双方の合</u> 意があれば、利用開始予定日等を起算日としても差し支えありません。

7/10(契約日)

7/20(サービス開始予定日) 7/31

介護予防サービス又は生活支援サービス

- ①契約日(7/10)を起算日として日割り算定する場合:日割単位数×21日
- ②双方の合意によりサービス利用開始日(7/20)を起算日として日割算定する場合:

:日割単位数×12日

①、②のいずれの算定方法も可

(2)月途中で新規に生活支援サービスから介護予防サービスに変更した場合

(7月16日に生活支援サービスから介護予防サービスに変更した場合)

※利用者との契約日を起算日として日割り算定を行います。ただし、<u>利用者と事業者双方の</u> 合意があれば、利用開始予定日等を起算日としても差し支えありません。

7/1

7/16(契約日)

7/20(サービス開始予定日) 7/31

生活支援サービス

介護予防サービス

①契約日(7/16)を起算日として日割り算定する場合:

生活支援サービス 日割単位数×15日 介護予防サービス 日割単位数×16日

②双方の合意によりサービス利用開始日(7/20)を起算日として日割算定する場合:

生活支援サービス 日割単位数×19日

介護予防サービス 日割単位数×12日

①、②のいずれの算定方法も可

人員基準欠如に該当する場合の所定単位数の算定について

介護給付費の減額が必要となる人員基準欠如についての取扱いが変更になりました。

人員基準欠如についての具体的な取扱いは次のとおりです。人員基準欠如による減算規定は、 適正なサービスの提供を確保するための規定であり、通所介護事業者は、人員基準欠如の未然防 止を図るよう努めるものとされています。

万が一**人員基準欠如に該当する場合**は、必ず市にご連絡いただいた上で、**減算の届出を行う**と ともに、速やかに人員基準欠如の解消を行ってください。

【看護職員の人員基準欠如減算に係る取扱いの変更】

看護職員について、一割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員 基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者等の全員について所定単位数が減算 される取扱いが新設されました(ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに 至っている場合を除く。)。

《事業運営のポイント》

与 看護職員の人員基準欠如減算の取扱いが厳しくなりました。看護職員の休暇取得等に備え、代替の看護職員の配置ができる体制確保に努めてください。

○指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、 居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要 する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について (平成12年老企第36号)(抄)

第二 居宅サービス単位数表

- 7 通所介護費
- (14) 人員基準欠如に該当する場合の所定単位数の算定について
 - ① (略)
 - ② 人員基準欠如についての具体的取扱いは次のとおりとする。
 - イ **看護職員の数は、一月間の職員の数の平均**を用いる。この場合、一月間の職員の平均は、 当該月のサービス提供日に配置された延べ人数を当該月のサービス提供日数で除して得た 数とする。
 - 口 介護職員等の数は、利用者数及び提供時間数から算出する勤務延時間数(サービス提供時間数に関する具体的な取扱いは、「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」(平成十一年九月十七日老企第二十五号)第三の六の1(1)を参照すること。)。この場合、一月間の勤務延時間数は、配置された職員の一月の勤務延時間数を、当該月において本来確保すべき勤務延時間数で除して得た数とする。
 - ハ 人員基準上必要とされる員数から一**割を超えて減少した場合**には**その翌月**から人員基準 欠如が解消されるに至った月まで、**利用者全員**について所定単位数が通所介護費等の算定 方法に規定する算定方法に従って**減算**する。

・(看護職員の算定式)

サービス提供日に配置された延べ人数 サービス提供日数

< 0.9

・(介護職員の算定式)

当該月に配置された職員の勤務延時間数 当該月に配置すべき職員の勤務延時間数

< 0.9

二 一割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った 月まで、利用者等の全員について所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方 法に従って減算される(ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合 を除く。)。

(看護職員の算定式) 【新設】

0.9≦

サービス提供日に配置された延べ人数 サービス提供日数

< 1.0

・(介護職員の算定式)【緩和】

 $0.9 \le$

当該月に配置された職員の勤務延時間数 当該月に配置すべき職員の勤務延時間数

<1.0

③ 都道府県知事は、著しい人員基準欠如が継続する場合には、職員の増員、利用定員等の見直し、事業の休止等を指導すること。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合をのぞき、指定の取消しを検討するものとする。

(15) 療養通所介護費について

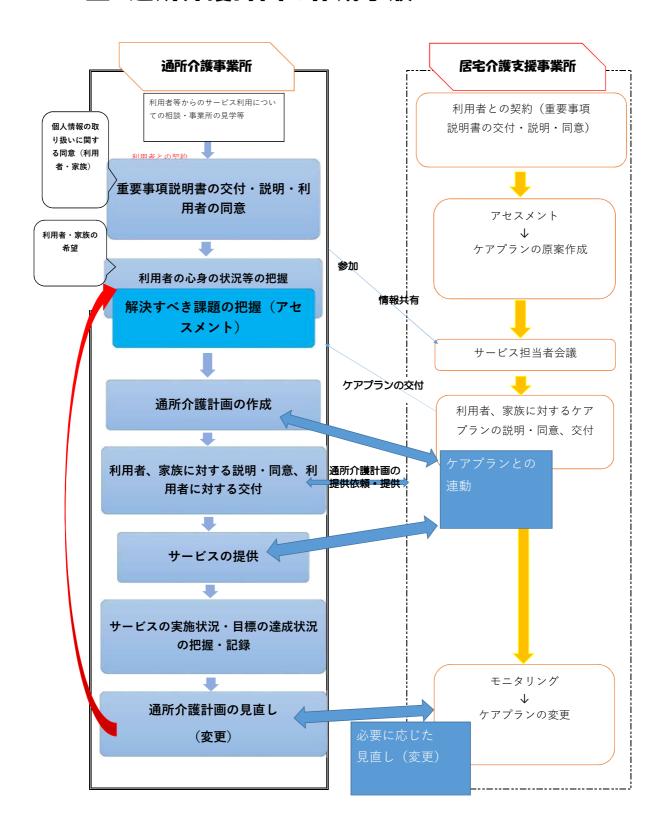
- ①~③(略)
- ④ 人員基準欠如に該当する場合の所定単位数の算定について

イ (略)

- ロ 看護職員及び介護職員の配置数については、
 - i) 人員基準上必要とされる員数から一割を超えて減少した場合にはその翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、単位ごとに利用者の全員について所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算する。
 - (i) 一割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、単位ごとに利用者等の全員について所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算される(ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。)。

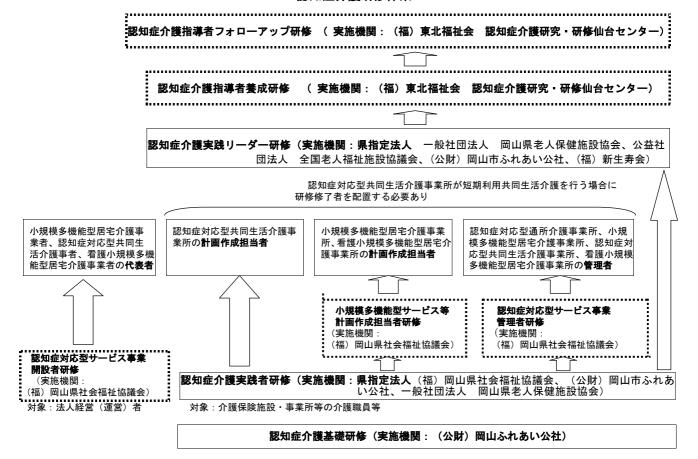
ハ (略)

| 通所介護計画の作成手順



●アセスメント 利用者について、その有する能力、既に提供を受けてい る指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価 を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用 者が自立した日常生活を営むことができるように支援す

認知症介護研修体系



各研修について

1 認知症介護基礎研修

認知症介護に携わる者が、その業務を遂行する上で基礎的な知識・技術とそれを実践する際の考え方を身につけ、 チームアプローチに参画する一員として基礎的なサービス提供を行うことができるようにする。

対象者:介護保険施設・事業所等に従事する介護職員等

標準カリキュラム(案): 講義・演習6時間(360分)

2 認知症介護実践者研修

施設、在宅に関わらず認知症の原因疾患や容態に応じ、本人やその家族の生活の質の向上を図る対応や技術を修得させる。

対象者:介護保険施設・事業所等に従事する介護職員等であって、一定の知識、技術及び経験を有する者(原則として身体 介護に関する基本的知識・技術を修得している者であって、概ね実務経験2年程度の者)

標準カリキュラム:講義・演習31.5時間(1,890分)、実習(課題設定240分、職場実習4週間、実習のまとめ180分)

3 認知症介護実践リーダー研修

ケアチームにおける指導的立場としてチーム員の知識・技術・態度を<u>指導する能力</u>及びチームリーダーとしての<u>チームマネジメント能力</u>を修得させる。

対象者:介護保険施設・事業所等に従事する介護職員等であって、一定以上の期間の実務経験を有し、認知症介護実践者 研修を修了している者(介護保険施設又は指定居宅サービス事業者及び指定地域密着型サービス事業者等におい て介護業務に概ね5年以上従事した経験を有している者であり、かつ、ケアチームのリーダー又はリーダーになること が予定される者であって、認知症介護実践者研修を修了し1年以上経過している者)

標準カリキュラム:講義・演習56時間(3,360分) 実習(職場実習4週間(課題設定420分、実習のまとめ420分を含む))

4 認知症介護指導者養成研修

認知症介護基礎・実践研修を企画・立案し、講義、演習、実習を担当することができる能力を身につけるとともに、介護保険施設・事業者等における介護の質の改善について指導することができる者を養成する。

対象者:実践リーダー研修を修了した者(H12通知に規定する専門課程等を修了した者を含む。)。その他要件あり。標準カリキュラム:講義・演習19.5日間(135時間)、実習(職場実習4週間、他施設実習3.5日(24時間)、実習のまとめ14時間)

共生型サービス提供可能事業所 相互関係表

介護保険サービス名	相互関係	障害福祉サービス名
通所介護	\Leftrightarrow	
地域密着型通所介護	\Leftrightarrow	児童発達支援
生活支援通所サービス	(=	放課後等デイサービス
小規模多機能型居宅介護		(注 主として重症心身障害児を通わ
看護小規模多機能型居宅介護	\Rightarrow	せる事業所でそれぞれのサービス を提供する事業者を除く。)
介護予防小規模多機能型居宅介護		
訪問介護	\Leftrightarrow	居宅介護
生活支援訪問サービス	\Leftarrow	
訪問介護	\Leftrightarrow	重度訪問介護
生活支援訪問サービス	\Leftarrow	主及叫叫기 吱
通所介護	\Leftrightarrow	
地域密着型通所介護	\Leftrightarrow	
生活支援通所サービス	\Leftarrow	生活介護
小規模多機能型居宅介護		二/11/11 時
看護小規模多機能型居宅介護	\Rightarrow	
介護予防小規模多機能型居宅介護		
短期入所生活介護	\Leftrightarrow	
介護予防短期入所生活介護	\Leftrightarrow	
小規模多機能型居宅介護		短期入所
看護小規模多機能型居宅介護	\Rightarrow	
介護予防小規模多機能型居宅介護		
通所介護事業所	\Leftrightarrow	
地域密着型通所介護	\Leftrightarrow	
生活支援通所サービス	\Leftarrow	自立訓練(機能訓練)(者)
小規模多機能型居宅介護		自立訓練(生活訓練)(者)
看護小規模多機能型居宅介護	\Rightarrow	
介護予防小規模多機能型居宅介護		

	嶽
(市様式)	岡山市長
$\overline{}$	

必要な技術的支援について

В 1 В	利用	受ける			ř.	·
卅	当たり	で的支援を			が等につい言語的)	
全	新権する	要な技術			き知識、技行 言語的・非 清杖等)	
)において、全和		にいる。近次で、近に			得るべき/ 技術 (言 tせつ、消 があった。	
	, 4 N	るにめ、国関係施設	系 施 器 		るために ション 入浴、世 及・・小護技 優技術 I)度の違い	
	、ナポバロ から指定を受け、共生型() を実施するに参げない、 方当からおった を実施するに	ころを延迟するため、Tinnocaの、相互)事業所その他関係施設から、必要な技術的支援を受ける	支援をする主な事業所その他関係施設 支援事業所1 事業所等名称: === 提供サービス: 在所 :	事業所等名称: 提供サービス: 住所::	支援内容 ○共生型サービスを適切に提供するために得るべき知識、技術等について、 どんな支援を受けるか。 (例)・利用者に対するコミュニケーション技術 (言語的・非言語的) ・介護技術 (食事、着替え、入浴、排せつ、清拭等) ・転倒等事故防止対する知識・介護技術 ・認知症に対する知識・介護技術 ・認知症に対する知識・介護技術 ・ が難・障害のそれぞれの制度の違い ・ サービスの質の確保に留意している点	中文中で、大井国、江市ので、1999年では、1999年には
	井丘型ドアン	一	な事業 事業別 提供サ 任所		次を適切でなり、文を適切でなけるないなけるないなけるないなけるない。本本の、本本の、本本の、大学の、大学の、大学の、大学の、大学の、大学の、大学の、大学の、大学の、大学	文 分 日
(事業所名	、セポジュから指定を受け、共生型(サアギーケ潜力をよって著者がキーディ	としている。	支援をする主文援事業所1	支援事業所2	支援内容 共生型サービスを適切に どんな支援を受けるか。 例)・利用者に対するコ ・介護技術(食事、 ・転倒等事故防止対 ・認知症に対する知 ・認知症に対する知 ・力一護・障害のそれ	中 全 中
(本事)	(する) から指定 *アギー	#	1 太 文 数	女	2 文法 ○共生 ビス (例)	,

$\overline{}$
4
TΉ
علاله
瘀
بنز
荥
_
邑
こ

必要な技術的支援について(報告)

)において、令和 年 月1日から指定を	利用者に対して		必要な技術的支援等について報告します。
年	りますが、	定(援等につい
おいて、令和)を実施しておりますが、	事業所等名称:指定(要な技術的支
(23	<u> </u>	,	をけた、必要
事業所名	5年型 (適切なサービスを提供するために	事業所その他関係施設から受けた、
業 (章)	受け、共生型	適切なサ	事業所名

- 1 現時点での共生型サービス利用実人数
- 2 支援をする主な事業所その他関係施設から受けた技術的支援 □ 当該支援事業所等が実施する研修や勉強会に参加。

	具体的内容						
- NO. 1 NO. 1 11 1 11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	参加人数	Y	Y	Y	Y	Y	Y
		A	A	月	月	月	月
1	参加年月	年	本	年	中	中	年
]	***	令和	令和	令和	令和	令和	令和

見学・実習の内容 □ 当該施設等において、現場見学・実習を行った。 参加人数・時間 人 性 人 性 人 時 < #≥ ~ 盐 ~ 些 ~ 盐 ~ 些 ~ 些 参加年月 田 田 町 町 町 令和 冷和 令和 令和 令和 # # # #

* 表中にすべて記入できない場合は、別紙に記入して添付して下さい。

	・共生型サービスを提供するに当たり、得られた知識や技術をどう活かせたか。 か。 ・共生型サービスを提供する中で、必要だ、あるいは不足していたと感じた知識や技術はあるか。また、その具体的な内容は何か。	・共生型サービスを提供するに当たり、事故や苦情は発生したか。また、その具体的な内容は何か。	4 ① 3の内容を踏まえ、より適切な共生型サービスを提供する上で、どのような技術的支援等が必要と考えるか。
--	---	---	---

	K			
	加強会に	現場見学の実施 回/ (年・月) 時間程度 人		显
	3研修やM か月)) でも可。			
	支援をする主な事業所その他関係施設が実施する研修や勉強会に参 1する。 □ 月に1度 、□ 数か月に1度 (1回/ か月)) :な研修の具体的内容: ※当該施設等の研修計画書の写しを添付することでも可。	支援をする主な事業所その他関係施設における、 頻度 1度の予定時間 見学する職員数 見学することの主な目標	の支援事業所等からの助言・指導の助言・指導 □ 職員に来てもらって助言・指導を受ける □ 電話、メール、文書等で指導を受ける の他(具体的に記載すること)	
	その他関係施設が実施数か月に1度(1回/数か月に1度(1回/画書の写しを添付する	引係施設(2	援事業所等からの助言・指導の助言・指職員に来てもらって助言・指導を受ける電話、メール、文書等で指導を受ける(具体的に記載すること)	担
l m	「その他関数か月に数か月に一回書の写	[その他] 標	1 の支援事業所等からの助言・手 □ 職員に来てもらって助言 □ 電話、メール、文書等で その他 (具体的に記載すること)	所 名 名 法 者 为 代表者名
次年度の具体的な支援計画	立接をする主な事業所加する。(□ 月に1度 、□ (主な研修の具体的内容: ※当該施設等の研修計	支援をする主な事業所そ 頻度 1度の予定時間 見学する職員数 見学することの主な目標	所等から 来てもら メール、 幼に記載	田糧
【体的な	をする主 ⁷ 。 。 月に1度 修の具体的 該施設等の	支援をする主な 頻度 1 度の予定時間 見学する職員数 見学することの	援事業 職員に 電話、 (具体)	町
度の具	」 女援や 加する。(二) 用(主な研修 米当該	太 1 関 関 ず ず に デ に デ	1924年1924年1924年1924年1924年1924年1924年1924年	併
				合
<u>(3)</u>				

共生型サービス 指定申請提出書類について

	今現在指定を受けている障害福祉サービス	•居宅介護 •重度訪問介護	・生活介護・自立訓練・児童発達支援・放課後等デイサービス	▪短期入所					
		1	1	1					
項番	これから指定を受けようとしている介護サービス 提出書類	訪問介護	通所介護	短期入所					
1	口 指定・許可(更新)申請書	0	0	0					
2	ロ 事業所の指定に係る記載事項(付表)	0	0	0					
3	口 法人登記事項証明書	省略							
4	ロ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表	0	0	0					
5	ロ 資格証等の写し	0	0						
6	ロ 雇用契約書の写し・法人役員従事申立書	省略							
7	ロ 配置医師の契約書の写し		省略						
8	口 組織体制図	0	0	0					
9	ロ サービス提供責任者経歴書		省略						
10	ロ 管理者就任承諾及び誓約書	0	0 0						

	今現在指定を受けている障害福祉サービス	·居宅介護 ·重度訪問介護	▪短期入所						
		1	₩	11					
項番	これから指定を受けようとしている介護サービス 提出書類	訪問介護	訪問介護 通所介護 短期入所						
11	ロ サービス提供責任者就任承諾及び誓約書	0							
12	□ 実務経験証明書(管理者)		0	0					
13	□ 実務経験証明書(サービス提供責任者)	0	0						
14	口 実務経験証明書(生活相談員)		0						
15	ロ 事業所の位置図	省略							
16	ロ 事業所の平面図	省略							
17	□ 専用施設の写真	省略							
18	□ 設備・備品等写真	省略	0*	省略					
19	□ 運営規程	0	0	©					
20	□ 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の 概要		省略						
21	ロ サービス提供実施単位一覧表		0						

	今現在指定を受けている障害福祉サービス	·居宅介護 ·重度訪問介護	・生活介護 ・自立訓練 ・児童発達支援 ・放課後等デイ サービス	·短期入所					
		1	1	11					
項番	これから指定を受けようとしている介護サービス 提出書類	訪問介護	短期入所						
22	ロ 建物登記事項証明書・賃貸借契約書の写し	省略							
23	□ 損害賠償への対応が可能であることがわかる書類	0	0	0					
24	□ 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別 紙 2)	0	0	0					
25	□ 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙 1)	0	0	0					
26	口 事業所規模に係る届出書		0						
27	ロ 各種加算届出書その他請求に関する添付書類	0	0	0					
28	ロ 協力医療機関との契約書等の写し			省略					
29	□ 誓約書	0	0	0					
30	口 個別計画書の様式	0	0						
31	□ 建築物関連法令協議記録報告書	0	0	0					
32	ロ パンフレット・リーフレット(チラシ)等	省略	省略	省略					

	今現在指定を受けている障害福祉サービス	·居宅介護 ·重度訪問介護	生活介護・自立訓練・児童発達支援・放課後等デイサービス	•短期入所
		ψ	\	\Rightarrow
項番	これから指定を受けようとしている介護サービス 提出書類	訪問介護	通所介護	短期入所
33	□ 指定更新申請に係る届出事項確認書	_	_	_
34	□ 指定(更新)申請に係る自己点検表	0	0	©
35	□ 児童福祉法又は障害者総合支援法に基づく指定(更新) 通知書の写し	0	0	©

※指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所の場合は、必要な設備等について要介護者が使用するものに適したものとするよう配慮する必要があります。

※なお、<u>その他必要な書類の提出を求める場合があります</u>ので、予めご承知おきください。

「他の関係施設から、要介護高齢者の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けていること」を確認するための書類(岡山市様式)等を求めます。

口腔に関する資料

「おいしく食べて、楽しくおしゃべり」 ~"お口"からできる支援があります~

(公財)岡山市ふれあい公社 岡山市ふれあい介護予防センター

目 次

1.	はじめに	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	P 1	~	2

- 2. 半年前に比べて固いものが食べにくく なりましたか・・・・・・・・・P3~8
- 3. お茶や汁物等でむせることがありますか・・P9~15
- 4. お口の渇きが気になりますか・・・・・P16~22

※この資料について不明な点等ございましたら、以下の連絡先にお問い合わせください。 (公財)岡山市ふれあい公社 岡山市ふれあい介護予防センター 電話:086-274-5211

1. はじめに

なんだか最近…

「食事中にむせるようになった」 「食事に時間がかかるようになった」 「食べ残しが多くなった」 「少しやせてきた」 「あまりしゃべらなくなった」・・・ 職員がサービス提供をする際や、 利用者、ご家族への説明にも、 是非、ご活用ください。





といった、

サービス提供時に感じる些細な変化を見逃さず、支援につなげることで、 おいしく食べたり、楽しくおしゃべりをしたりという、利用者の楽しみや いきがいを継続していただくことを目的に作成しました。

観察の視点や対策、体操等をまとめました。ご活用いただければ幸いです。

※この資料は脳血管疾患や神経疾患等の、急性疾患や進行性疾患等による摂食嚥下障害の方が 対象ではありません。 ⇒ケアマネジャーや主治医、かかりつけ歯科医院へご相談ください。

1

1. はじめに

「おいしく食べて、楽しくおしゃべり~"お口"からできる支援があります~」





歯周病

















支援のポイント

咀嚼 (噛む) 嚥下 (飲み込む) 乾燥 (渇く)

2. 半年前に比べて固いものが食べにくく なりましたか

お口の気になるサイン"噛みづらさ"について確認してみましょう!

ロの中の状態が変化するにつれて、「以前より噛みづらい」「食べづらい」と感じることがあります。 しっかり噛むためには歯の状態だけでなく、舌や頬などのお口周りの筋肉の働きがとても重要になります。 筋肉は使わないと衰えてしいますので、噛みづらいことに早めに気付き、対応することが大切です。

≪状況の確認ポイント≫

〇やわらかい麺類などを好んで

○薄い、小さいものを好んで 食べる

〇噛みごたえがあるものを残す

〇食事に時間がかかる

〇水分で流しこむ傾向がある

≪考えられる原因と対応≫

≪活用できる資料≫

《 環境 》

○歯が抜けたままのところがある

〇入れ歯が外れやすい

○歯や入れ歯で痛いところがある

伊歯科受診を行う

P5「噛むためのお口の環境を 改善しましょう」

《 機能 》

〇おロの筋力低下

ぽお口の体操の実施

⑦食べ物の工夫

P6「よく噛むことを意識しましょう」 P7「少しの工夫で噛みやすく」

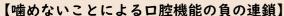
P8「かむ力を高めるために

おすすめの体操」

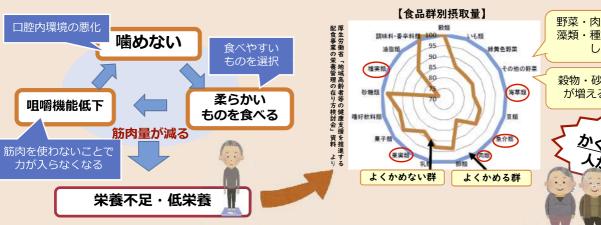
3

噛む機能を維持するためには、「噛める環境を整えること」「噛むためのお口の機能を保つこと」この2つが大切です。"噛みづらさ"の原因が、環境面からきているのか、機能面からきているのかにより対応が異なります。 資料を活用しながら、お口の状況を確認してみましょう。

噛む力の低下が、全身の健康に影響する!?



実際に、「よく噛めない人」は栄養の偏りが起きています!



野菜・肉類・魚介類・海 藻類・種実類などが不足 しがちに。

穀物・砂糖・菓子類など が増える傾向がある。

かくれ低栄養の 人がいます!

ささいな口腔機能の低下から、栄養状態に影響が…

全身の機能低下や要介護リスクの上昇につながります!

しっかり噛んでおいしく味わい、元気にしゃべって、しっかり呼吸する。 すべてお口の健康が大もとです。





噛むためのお口の環境を改善しましょう

だけで

は噛

ありかか

ずな

せい

症状

□歯が抜けたままのところがある



□噛むと歯が痛む

- □動いている歯がある
- □入れ歯を装着すると痛い
- □入れ歯で食事をすると痛い
- □入れ歯が外れやすい



上記のような症状がある場合、 噛み合わせが悪くなり 固いものを噛みにくくなります。 そのままにしていても、改善は難しいです。

転倒リスクが 5.0 2.5倍に! 4.0 値がほとんどなく 医療主使用 図. 歯数・養菌使用有無と転倒リスク 認知症発症リスクが影 1.9倍に! *また、発音が不明瞭になるため

コミュニケーションも取りづらくなる!



お口の環境に問題があると思われる場合、できるだけ早く歯科医院を受診し ましょう。お口の状態を確認してもらい、歯の治療、入れ歯の調整や作製を することで、しっかり噛んでおいしく食べられる環境を整えましょう。

よく噛むことを意識しましょう

|口30回、日々の食事が一番のトレーニング!

「よく噛んだほうがいい」ことはわかってはいるけれど・・・。しっかり、噛めていますか?日々の食事を 振り返ってみましょう。もしかすると、昔より噛む回数が減っているかも。噛む回数を増やし、噛む機 能を保つためには、食事に「噛み応え」をプラスすることがおすすめです。

●調理の工夫

- □食材は大きめに切る。
- ・ぶつ切り
- ・乱切りなど
- □加熱時間を短めにして、 歯ごたえをのこす。
- □水分の少ない料理を取り入れる。
- ・焼き物
- ・炒め物
- □やわらかい料理には噛み応えの ある食材を混ぜる。
- ・ハンバーグにれんこん
- ・卵焼きにミックスベジタブル
- ・混ぜご飯にきのこ など

●食材の選び方 □噛み応えのある食材を選ぶ ・根菜類・・・ごぼう、れんこん ・切り干し大根 ・きのこ類 ナッツ類 ・果物・・・りんご、柿

●食べる時の工夫

- □一口の量を少なめにする。
- □飲み込んでから、次の食べ 物を口に入れる。
- □ゆっくりと時間をかけて食べる。
- □ながら食べをしない。 (テレビや新聞、本を見ながら)



5

少しの工夫で噛みやすく

しっかり噛めるように努力をすることは大切ですが、「噛めないから食べられない」という状況が、 長期にわたると、低栄養を招きかねません。食材や、調理を工夫することで、しっかり栄養をとって いきましょう。

食材は食べやすいものを

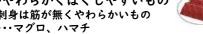
肉

・やわらかい部位を選び、鶏肉は皮を取り除く (例)牛肉・・・ヒレ、サーロイン

豚肉・・・ロース、もも 鶏肉・・・ささ身、もも

魚

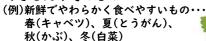
・身がやわらかくほぐしやすいもの (例)刺身は筋が無くやわらかいもの



小骨が少なく骨を取り除きやすいもの ・・・鮭、タラ、カレイ、 いわし、あなご

野菜

できるだけ旬のもの





調理のポイント

- □やわらかくする 焼く・炒めるより、煮込む・蒸す
- □細かく小さく切る 繊維を断つ、格子状に切れ目をいれる
- □薄いものを重ねる とんかつは切り身の肉ではなく、薄切り肉を 重ねる
- □しっとりさせる 牛乳や汁物にひたす
- □なめらかにしてまとめる 油脂(サラダ油、ごま油、マヨネーズ、生ク リーム、ドレッシング、バターなど)を混ぜる、 豆腐をつぶして和える、あんかけにする
- □取り除く トマトの皮や豆類の薄皮などは取る

噛む力を高めるためにおすすめの体操

あごの体操





口を大きく開けて4秒間 唇を閉じ奥歯でしっかり噛みしめて 4秒間 交互に4回繰り返す

※口が開けにくい方や、開けると 痛みのある方は控えてください。



舌の体操



上下・左右は2秒間ずつ 前後は前に3秒間出して 引く 全て4回ずつ動かす





うがいの体操



頬に空気を入れ ぶくぶくと4回ず



つ動かす









まずは一つからでも大丈夫です。少しずつ始めてみましょう。 毎日行うタイミングを決めて、習慣にできるといいですね。

3. お茶や汁物等でむせることがありますか

お口の気になるサイン"むせ"について確認してみましょう!

むせは、食物が気管に入り込む、いわゆる誤嚥による咳反射です。

むせていることは、嚥下機能の低下を疑います。

また、習慣化された環境・生活パターンが、高齢になると誤嚥のリスクを高める原因になることも。 本人への聞き取りや、むせやすい行動になっていないか観察することで、確認してみましょう。



≪具体的な声掛けの例≫

「どんなときにむせやすい ですか?」

「食事中にむせることがあ りますか?」

「食事以外でも突然むせたり、咳き込んだりすることはありますか?」

≪状況に応じた確認ポイント≫

- ○食事中にむせる
- ②食事の方法や姿勢について確認
- ○水分をとっているときにむせる ☞水分摂取の方法について確認
- 〇食事以外でもむせる
- 『嚥下機能低下の可能性がある

≪活用できる資料≫

PII「姿勢調整のポイント」 PI2「誤嚥・窒息しやすい食べ方」 PI3「飲み込みにくい食品」

P14「むせにくいコップ選びのポイント」

PI5「安全に飲み込むために おすすめの体操」

むせることが原因で、食事量が減ったり、水分摂取を控えるなど、体を維持する ための水分や栄養が不足したり、高齢者の多くが生きがいとさえ感じている 「食べる楽しみ」が奪われたりすることにもつながります。

むせの状況を早めに確認し対応できるといいですね。

利用者やご家族への説明に、資料をご活用ください。



口腔機能の廃用化から起こる誤嚥リスクの悪循環

※廃用化:活動性が低下すること等によって引き起こされる、心身機能の低下

加齢による歯の喪失、筋力の低下、唾液分泌量の低下によって招かれた舌や口唇、唾液腺や 咀嚼関連筋群の廃用化は、誤嚥リスクを高めます。口腔機能の廃用化を防ぐためには、日ご ろからしっかり噛んで飲み込むことや、お口の体操が有効です。



●おせ

●誤嚥

舌・唇の機能の低下や、唾液の分泌量の低下は、むせや誤嚥の原因に。

また、食事の仕方や水分の 摂取量などにも影響する。



●食事の量の減少

むせやすくなり、食事に時間がかかるようになると、 食事量が減るきっかけになるかも。

るかも。

●水分摂取量の減少 むせることが原因で水分を 控えることも。



●栄養不足

●脱水

食事量や水分量の 減少により、全身 に影響が。



●咀嚼運動の減少、 丸のみの増加

咀嚼のたびにむせていると、 丸のみしやすい食事を招き がちに。咀嚼量が減少し、 口腔機能の低下が さらに進むように。



姿勢調整のポイント

「むせ」などの原因は姿勢にあるかも?

実は、食べるときの姿勢を整えるだけでも、食べづらさ、飲み込みづらさを軽減す ることができます。「食べやすい姿勢」を参考に安全に食べるための姿勢を整えて

みましょう。



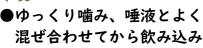


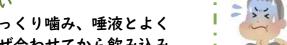
背中が曲がってしまう方は… 少し浅めに座り、 クッションを 背中に入れる

ヘルシーネットナビHPより

誤嚥・窒息しやすい食べ方











- ●食べることに集中しましょう。
- ●飲み込んだ後にしゃべるように しましょう。



周りの人も気を付けて!

- 食べている人に急に話しかける
- ●飲み込んだことを確認してから話を しましょう。
- ●後ろから声をかけるなど、食事中に 驚かせるような行動は控えましょう。



テレビを見ながら食べたり、急に上 を向く

- ●食べることに集中しましょう。 テレビを切るなどして、食事中に 注意が散漫にならないよう環境を 整えましょう。
- ●姿勢が悪い状態で食べないように しましょう。



奥歯がない状態での食事は、食べ物を細かくくだかれないまま飲み込むことに つながり、窒息の原因になります。

専門家に相談して入れ歯を作るなど、奥歯でしっかり噛めるようにしましょう。

飲み込みにくい食品

むせやすいもの、食べづらそうなものなど、特定の苦手な食べ物を探し出し、食品の選び方 や調理方法を工夫しましょう。一般的に食べづらいとされるものとして以下のようなものが あります。





柔らかくする工夫をしましょう。

●パサつくもの



食べる前に水分をとったり、唾液腺のマッサージをするなどして、口の中を 十分に湿らせてから口に含みましょう。

●バラバラになるもの







刻むだけでなく、あんかけにすると 飲み込みやすくなります。

●さらさらした液体





味噌汁などは、具と汁を分けて食べる とむせにくくなります。必要に応じて トロミ剤などの活用をしましょう。

●はりつきやすいもの





パサつくものと同じように、お口の中を十分に湿らせてから口に含みましょう。

●べたつきが強いもの



ゼリーなど流れのよいものと交互に 食べると入りやすくなります。

食べづらいものを食べられるように工夫することはとても大事です。しかし、ある程度工夫 しても難しければ、思い切って避けましょう。必要な栄養は他のもので補えるといいですね。

∡。 13

むせにくいコップ選びのポイント

お水やお茶などを飲むときにむせやすい、という方は普段どんなコップで水分補給をすることが多いですか?実はコップによって、むせやすいコップとむせにくいコップがあります。ポイントは、水分を飲み込むときのあごの角度。あごを挙げる形はむせやすい姿勢になります。できる限り、あごを挙げずに飲み込むために、下の図を参考に、コップを選んでみてくださいね。



ポイント1

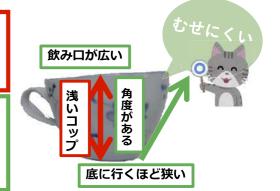
コップの深さ

浅めのものを選びましょう!

ポイント2

コップの角度

飲み口の方が広く、底に向けて狭い角度のついたものを選びましょう!





ペットボトルでの水分補給は、あごを挙げた姿勢になりやすく、 むせやすいためできれば避けましょう。 ペットボトルにつけられるストローなどを使うのもおすすめです。



安全に飲み込むためにおすすめの体操

0.姿勢を整える



床にしっかり足の裏をつけ、 背筋を伸ばす

1.深呼吸



鼻から息を吸い、口をすぼめて 吸うときの倍の時間をかけて吐く

2.全身



体の前で手を組み、 ゆっくりと上にあげる

3.首の後ろ



おでこで半円を描くように、 ゆっくりと頭を左右に動かす

4.舌の体操



上下・左右は2秒間ずつ 前後は前に3秒間出して 引く 全て4回ずつ動かす



前後

左頬

頬に空気を入れ、 ぶくぶくと4回ずつ 動かす







6.唾液腺マッサージ



指で円を描くよう にマッサージする



親指を真上に押し 上げるようにマッ サージする

15



まずは一つからでも大丈夫です。少しずつ始めてみましょう。 おすすめのタイミングは「食前」です。 食事の「慣らし運転」をして、安全においしく食事を楽しみましょう。

4. 口の渇きが気になりますか

お口の気になるサイン"口の渇き"について確認してみましょう!

高齢になると様々な原因から唾液の分泌量が減少していきます。「たかが口の渇き」と思っていると、 そこから食欲が低下したり、外出を避けたり、と全身の機能低下につながる可能性があります。 "口の渇き"の原因を知り、それぞれに合った改善方法を見つけましょう。

≪状況に応じた確認ポイント≫

- ○口臭がある
- ○入れ歯が外れやすい
- ○乾いた食べ物が食べにくい
- ○味がわからない
- ○夜間に起きて水を飲む
- ○舌がひりひりと痛む
- ○唇の端に白い泡がたまる
- ○よく口が開いている
- ○水分をあまりとっていない
- ○トイレの回数が少ない
- ○トイレの失敗を気にする

〇口の環境が悪く噛めていない 〇噛む筋力が低下している

〇口呼吸になっている

≪考えられる原因≫

≪活用できる資料≫

PI8「渇きを防ぐための お口の環境を整えましょう」

PI9「潤いのある口をつくるために おすすめの体操」

〇水分摂取量が少ない

P20「適切に水分をとりましょう」

〇口の渇きにつながる疾患がある

〇口が渇きやすい薬、または6種類 以上の薬を服用している

P2I「かかりつけの医師や 薬剤師に相談しましょう」

P22「保湿剤について」

16

口の渇きによる全身や生活への影響

唾液には口の中を洗浄する作用や、歯・歯肉などの粘膜を保護するといった、口の環境を整える 役割だけでなく、感染予防、飲み込みや消化、話をすることを助ける役割があります。

口の中に及ぼす影響

●口腔内の細菌が増える むし歯や歯周病、口臭の原因になる







●味がわかりにくい



●歯ぐきや粘膜が傷つきやすくなる



全身に及ぼす影響

●食べ物が飲み込みにくくなる→誤嚥性肺炎のリスクが上がる



●食べ物が飲み込みにくくなる→栄養状態が悪くなる

●滑舌が悪くなる





食欲低下や食事量の減少、外出やコミュニケーションの妨げとなる

心身機能や生活機能の低下につながる

17

渇きを防ぐためのお口の環境を整えましょう

ロの環境が悪く噛めていない 噛む筋力が低下している

噛むことで唾液が分泌されます。噛む環境が整っていないと、口の渇きを引き起こします。 また、軟らかい物ばかりを噛んでいたり、全身の筋力が低下したりする、と口の周りの筋力も低下しています。 口の渇きを防ぐには、しっかり噛むことができるお口の環境と、口の周りの筋力が必要になります。

※対応は、資料<u>「噛むためのお口の環境を改善しましょう」</u>を参考にしてください。

口呼吸

唇を閉じる筋力が低下していると口が開いていることが多く、唾液が蒸発して口が渇きます。 唇を閉じる力を高めるためには、お口の体操が有効です。

※アレルギーなどで鼻で呼吸がしにくい場合もありますので、その場合は、かかりつけの医師や 耳鼻咽喉科を受診して、ご相談ください。

うがいの体操











くちびるの体操





「いー」唇の両端を引き上げる 「うー」唇をすぼめて突き出す ※4秒間キープし繰り返す

頬やくちびるの内側に空気を入れ、それぞれ4回ずつぶくぶくと動かす

18